

記載例

※請求者（窓口に行けない人）がすべてご記入ください。

委任状

石井町長殿

委任状を記入した日

令和 3年 6月 1日

請求者（窓口に行けない人）は、

氏名：石井 太郎

住所：石井町高川原字高川原 1 2 1 番地 1

生年月日：大・昭・平・西暦 40. 1. 1

代理人の欄も請求者（窓口に行けない人）がご記入ください。

代理人（窓口に行く人）に、

氏名：藤 花子

住所：石井町石井字石井 380 番地 1 1

生年月日：大・昭・平・西暦 1. 2. 2

下記の項目でをしている手続きについて委任します。

委任事項※必要な項目に必ずを入れ、必要枚数をご記入ください。

必要な書類に必ずを入れ、必要枚数を記入してください。

必要な証明書

- | | | | |
|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------|-----------------------------|---------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 戸籍（改正原戸籍・除籍も含む） | <input checked="" type="checkbox"/> 謄本（全員） | <input type="checkbox"/> 抄本 | 1 通
通
通 |
| <input type="checkbox"/> 住民票 | <input type="checkbox"/> 謄本（世帯全員） | <input type="checkbox"/> 抄本 | |
| <input type="checkbox"/> 戸籍附票 | <input type="checkbox"/> 謄本（全員） | <input type="checkbox"/> 抄本 | |
| <input type="checkbox"/> 身分証明書 | 通 | | |

上記証明書の使用目的

【 登記に必要なため 】

住所の異動（住所変更） 印鑑登録※別途書類が必要なためお問い合わせください。

その他（ ）

※マイナンバー（個人番号）が記載された住民票を請求した場合、同一世帯員以外の代理人（世帯分離も含む）の方が窓口で受け取ることはできません。簡易書留で本人宛に郵送で交付します。

※記入漏れ・内容に不備がある場合は、手続きができない場合がありますので、ご注意ください。

※代理人は、請求者から証明書発行に必要な本籍・筆頭者等の情報をあらかじめ確認した上でご来庁ください。

※偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは、罰金又は過料に処せられます。

※請求者（窓口に行けない人）がすべてご記入ください。

委任状

石井町長 殿

令和 年 月 日

請求者（窓口に行けない人）は、

氏名： _____ (印)

住所： _____

生年月日：大・昭・平・西暦 _____

代理人（窓口に行く人）に、

氏名： _____

住所： _____

生年月日：大・昭・平・西暦 _____

下記の項目でをしている手続きについて委任します。

委任事項※必要な項目に必ずを入れ、必要枚数をご記入ください。

必要な証明書			
<input type="checkbox"/> 戸籍（改正原戸籍・除籍も含む）	<input type="checkbox"/> 謄本（全員）	<input type="checkbox"/> 抄本	通
<input type="checkbox"/> 住民票	<input type="checkbox"/> 謄本（世帯全員）	<input type="checkbox"/> 抄本	通
<input type="checkbox"/> 戸籍附票	<input type="checkbox"/> 謄本（全員）	<input type="checkbox"/> 抄本	通
<input type="checkbox"/> 身分証明書			通
上記証明書の使用目的			
【 _____ 】			
<input type="checkbox"/> 住所の異動（住所変更）	<input type="checkbox"/> 印鑑登録 ※別途書類が必要なためお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/> その他（ _____ ）			

※マイナンバー（個人番号）が記載された住民票を請求した場合、同一世帯員以外の代理人（世帯分離も含む）の方が窓口で受け取ることはできません。簡易書留で本人宛に郵送で交付します。

※記入漏れ・内容に不備がある場合は、手続きができない場合がありますので、ご注意ください。

※代理人は、請求者から証明書発行に必要な本籍・筆頭者等の情報をあらかじめ確認した上でご来庁ください。

※偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは、罰金又は過料に処せられます。